

### 自動車共済

## ご家族の安全のために原付バイクに補償をつけませんか？



### 単独契約と原付バイク特約は何が違うの？

原付バイクを購入したが、共済はどうしようと迷っている方にご案内です。自賠責保険には加入するものの、補償されるのは対人賠償のみです。補償内容に制限があり決して十分とはいえません。

医労連共済では、原付バイクの単独契約の場合は、2種類のコースがありますが、Cコースをご契約の場合で、新規加入の6等級で、年齢条件が全年齢のご契約の場合の掛金は¥46,570、21歳以上の場合は¥31,470です。他社でご加入があり高い等級を持っている方であれば、掛金はだいぶ安くなり、年齢条件21歳以上で20等級の場合の掛金は¥12,590です。単独契約の場合は、

補償内容 【補償内容の詳細はP2を参照してください】	二輪・原付	
	B	C
<b>対人賠償共済</b> 【他人を死傷させたとき】 ★示談交渉サービス付	共済金額(1名につき) <b>無制限</b>	共済金額(1名につき) <b>無制限</b>
<b>対物賠償共済</b> 【他人のものをこわしたとき】 ★示談交渉サービス付 相手自動車の修理費が時価額を上回る場合、超過修理費用として50万円を限度に支払われます	共済金額(限度額) <b>500万円</b> (1事故につき)	共済金額(限度額) <b>1,000万円</b> (1事故につき)
<b>搭乗者傷害共済</b> 【搭乗中の方の死傷】 ※「搭乗中の方」は運転者も含みます。 1.死亡共済金……契約の共済金額 2.後遺障害共済金……後遺障害等級による 3.医療共済金「一時金払」(図1参照)	共済金額(限度額) <b>200万円</b> (1名につき)	共済金額(限度額) <b>500万円</b> (1名につき) (北海道のみ) <b>200万円</b>
<b>自動セット 自損事故傷害特約</b> 【単独事故で死傷したとき】 ※契約車両に搭乗中の方(運転者も含む)が単独事故により死傷され、自賠責共済(保険)金が支払われなかったとき、共済金をお支払いします 1.死亡共済金……契約の共済金額 2.後遺障害共済金……後遺障害等級による 3.医療共済金(1名100万円を限度として) 6,000円×入院日数、4,000円×通院日数	共済金額(限度額) <b>1,500万円</b> (1名につき) 死亡 <b>50万円~2,000万円</b> (1名につき) 後遺障害	共済金額(限度額) <b>1,500万円</b> (1名につき) 死亡 <b>50万円~2,000万円</b> (1名につき) 後遺障害
<b>自動セット 無共済車傷害特約</b> 【無共済車(保険)との事故のとき】	共済金額(限度額) <b>無制限</b> (1名につき)	共済金額(限度額) <b>無制限</b> (1名につき)

搭乗者傷害共済をそなえた内容となっております。

### 四輪車にセットする「原付バイク特約」と、単独の「原付」契約の違いは？



	四輪車にセットする「原付バイク特約」	原付(125CC以下)単独契約(P12)
所有形態	自己所有・借用バイクを問わず	自己所有バイク
運転者	記名被共済者、配偶者、記名被共済者または配偶者の同居の親族(別居の未婚の子も含む)	設定した年齢条件にあう方であればどなたでも
補償内容	対人・対物賠償共済 自損事故傷害特約のみ ※搭乗者傷害共済は対象となりません。	対人・対物賠償、搭乗者傷害、自損事故傷害特約、無共済車傷害特約
補償額	主契約と同じ	右ページの表、「基本賠償セットB」または「基本賠償セットC」から選択
年齢条件	主契約の運転年齢に条件にかかわらず「全年齢」のみ	「全年齢」または「21歳以上」から選択
共済金の支払を受けた場合	次年度の等級ダウンなし	次年度の等級ダウンあり
掛金	等級による割引・割増のない定額制	等級による割引・割増があります

自動車共済にご加入がある場合125CC以下のバイクは原付バイク特約をつけることができます。ただし右の表の通り原付バイク特約は搭乗者傷害共済が対象となりません。自損事故の場合以外、ご自分への補償がありません。またロードサービスも対象外です。メリットとしては、運転者や年齢条件によって掛金が変わらず、他人から借りたバイクも補償になり、共済金の支払いを受けても等級ダウンがありません。

ご加入をご検討の方は見積りもいたしますのでご相談ください。